

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和三年八月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年一月六日奈良県指令中土第五三一―二二号

令和三年六月四日奈良県指令中土第五三一―二二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年八月四日中土第七三一―八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字東新堂三六六番一の一部及び三六六番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市内膳町一丁目一番三号

細山商事株式会社 代表取締役 細山和郁